職場を元気に応援する

フクシマ社労士法人だより

４月号
2016年４月１日

トピックス

平成28年4月より　健康保険法　が施行されます！［平成28年4月1日改正］

持続可能な医療保険制度を構築するために、社会保障制度改革区民会議報告書や社会保障改革プログラム法を踏まえ、今回、改正されます。主な改正事項は下記のとおりです。

① 被保険者の標準報酬月額の上限を引き上げ（全４７等級　⇒　全５０等級へ）

保険料や現金給付の基礎となっている標準報酬月額については、現在４７等級で上限が１２１万円となっていますが、この上位にさらに３等級が追加され、上限が１３９万円となります。

等級	標準報酬月額	報酬月額
４７級	1,210,000 円	1,175,000 円　～　1,235,000 円
４８級	1,270,000 円	1,235,000 円　～　1,295,000 円
４９級	1,330,000 円	1,295,000 円　～　1,350,000 円
５０級	1,390,000 円	1,350,000 円　～

② 被保険者の標準賞与額の上限を引き上げ

標準賞与額の年度上限額（累計額）が現行の５４０万円から５７３万円に引き上げられます。

③ 傷病手当金、出産手当金の支給額が見直しされます。

現行：標準報酬月額の３０分の１に相当する額の３分の２に相当する金額

改正：支給を始める日の属する月以前の直近の継続した１２月間の各月の標準報酬月額を平均した額の３０分の１に相当する額の３分の２に相当する金額

下記事項は平成２８年１０月１日より施行

④ 短時間労働者の社会保険加入適用が拡大されます。

これまで被用者保険の恩恵を受けられなかった非正規労働者に社会保険を適用し、社会保険における格差を是正するため、非正規労働者の適用基準が緩和されます。

現行：１週間の所定労働時間、又は１か月の所定労働日数が同一の事業主に使用される通常の労働者の４分の３以上

改正：下記の条件に該当する者（当分の間常時５０１人以上使用する事業主のみ対象）

１）１週間の所定労働時間が 20 時間以上であること
２）当該事業所に継続して１年以上使用されることが見込まれること
３）報酬の月額が 88,000 円以上であること
４）学生等でないこと

⑤ 兄姉の被扶養者認定における同居要件が撤廃されます（全事業主対象）

改正後は兄姉が不要として認定されるためには、生計維持要件のみとなります。

労務・法律知識

社用車の私用利用中における事故の責任

自動車事故が起こった場合、その被害者は加害者に対して、民法第７０９条の不法行為に基づく損害賠償を請求することができます。この損害賠償金を受け取ることで、被った損害を補てんすることになるわけです。

しかし、一般の不法行為責任（民法第７０９条）を追求する場合、被害者の側で、加害者の過失等を主張立証していかなければなりません。この過失の立証は非常に難しいという場合があります。また、通常の場合、不法行為責任を追及できる相手方は直接の加害者ということになりますが、この直接の加害者に資力がない場合、仮に過失等の立証ができたとしても、結局は損害賠償の支払いを受けられないという可能性もあります。

そこで、被害者を保護するために設けられたのが「自動車損害賠償保障法（自賠法）」です。そして、この自動車損害賠償法第３条には、「運行供用者責任」と呼ばれる民法第７０９条の不法行為責任の特則が定められています。具体的には、運行供用者責任においては、一般不法行為の場合よりも責任を負うべき者の範囲が拡大され、また、被害者の主張立証責任の負担も大幅に軽減され、被害者による損害賠償請求が容易かつ実効的になっています。

【 自動車損害賠償保障法　第３条（運行供用者責任）　】

自己のために自動車を運行の用に供する者は、その運行によって他人の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責任を任ずる。ただし、自己及び運転者が自動車の運行に関し注意を怠らなかったこと、被害者又は運転者以外の第三者に故意又は過失があったこと並びに自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかったことを証明したときは、この限りではない。

■運行供用者とは・・・

加害自動車について運行支配を有し、運行利益を得ている者のことをいいます。簡単にいうと、その加害自動車の運行をコントロールできる立場にあって、その自動車を運行させることによって利益を得ている人のことを意味します。

自動車の所有者も運行支配・運行利益があると言えますので、運行供用者にあたります。
（自動車損害賠償保障法第１条第３号）
また、自動車の所有者だけでなく、無償で自動車を借り受けている者や使用者も運行供用者として扱われる場合があります。

よって、社用車を私用利用させている場合でも使用者（会社）の責任を逃れることはできません！
ちなみに、運行供用者責任が適用されるのは、「自動車による人身事故」のみです。したがって、物損事故にとどまる事故については、運行供用者責任の適用はありません。

〒730-0805　広島市中区十日市町１丁目１－９　相生通り鷹匠ビル２F
TEL：082－293－8102　FAX：082－293－8104
E-mail：info@jinji-fuku.jp　URL：http://www.jinji.fuku.jp
発行元・編集 ／ フクシマ社会保険労務士法人　松本